

J M R C 共同共済規程

本規定は J M R C 全国協議会会則に基づき本規定を定める。

第 1 条 (名 称)

本会は、J M R C 共同共済会と称する。

第 2 条 (目 的)

本会は、J M R C 全国協議会の専門委員会として全国各 J M R C 共済会との連絡・調整・融和・相互扶助を図り、J A F モータースポーツ機構との関連のもとに、我が国のモータースポーツの振興に寄与することを目的とする。

第 3 条 (会 員)

本会は、全国各 J M R C を会員とする。

尚、会員とは、J M R C 全国協議会会則、第 3 条に定められた会員とする。

第 4 条 (事務局の所在地)

東京都に置く。

第 5 条 (財 源)

本会の財源は、第 3 条に定める会員による拠出金、会費、補助金、寄付金及び、その他の収入(利子を含む)による。

第 6 条 (拠 出 金)

拠出金の額およびこれに関するその他の項目は、J M R C 共同共済細則によって定める。

第 7 条 (運 営 費)

本会の運営に関わる経費は、第 5 条より負担する。

第 8 条 (入会及び継続)

入会は、本会加盟申請届と拠出金を、本会宛に提出した事により入会とする。また、会員から文書をもって退会の申出がない場合は自動的に継続される。

1. 拠出金は、第 1 3 条により退会される場合には返還されるが、その時点にて退会する会員に債務がある場合、それらを精算して利息をつけずに返還される。

但し、年度内の退会は出来ない。))

第 9 条 (会員の義務)

会員は、分担金を負担する義務を要する。

1. 分担金は第 1 1 条による支払いが生じた時、前年度末の J A F ライセンス所持者全員を分母とし、各会員の前年度末の J A F ライセンス所持者数の構成比をもって按分しそのつど給付金を分担するものとする。

第 1 0 条 (役 員)

本会は、委員長、副委員長、委員、監査により構成される。

1. 委員長は、本会の代表とする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不測の事態が有る時はその職務を代行する。

2. 委員の選任は J M R C 全国協議会会則、第 1 9 条による。

3. 各役員の任期は、毎年 1 月 1 日もしくは選任された日からその年の 1 2 月 3 1 日までとする。

第 1 1 条 (活 動)

本会は、第 2 条の目的を達成する為に、次に挙げる活動を行う。

1. 相互扶助に関する事項

本会会員に所属する共済加入者が、J A F 公認競技会の競技開催中での死亡(不

具廃疾)、事故(社会的地位を脅かされた場合を含む)に対して各会員が給付金を支払う場合、分担金によって、これを別に定める細則に従い支払う。

第12条 (会 議)

本会は、下記により会議をもって運営する。

1. 会議は、役員定例会議を原則として年1回以上開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
2. 会議は委員長が招集し、議長となる。
3. 議決は会員の3分の2以上(委任状出席も含む)が出席し、出席者(議決権は各JMRCを1票とする)の3分の2以上の同意をもって決定する。尚、可否同数の場合は議長判断により決定する。

第13条 (退 会)

1. 会員のJMRCが解散した時。
2. 会員が文書をもって、本会に退会届を提出し本会によって審議され、JMRC全国協議会議会会則、第1章、第5条により決定された時。

第14条 (会員資格の取消と除名)

本会は、いかなる場合も本規程に反し、本会が不利益を受けた場合、会員資格の取消あるいは除名の妥当性について審議し、JMRC全国協議会議会会則、第1章第6条に上申する権限を保有する。

第15条 (規程の変更)

本規程の変更は、規程第12条の会議において審議され、その出席者の3分の2以上の同意を得た場合、JMRC全国協議会議会会則、第4章、第18条に上申する事ができる。

第16条 (細 則)

本規程に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則をJMRC全国協議会議会会則、第4章、第18条により、別に定める。

第17条 (解散及び残金財産の処分)

本会は、規程第12条の会議において解散及び解散の時に在する残金財産の処分について審議し、JMRC全国協議会議会会則、第4章、第18条に上申することができる。

第18条 (本会の年度)

本会は、1月1日より12月31日までを一期とする。

1996年11月	1日	制定適用
1997年	1月	1日 施行
2000年	1月	1日 改定施行
		以上

JMRC共同共済細則

本会は、JMRC共同共済規程（以下規程）に基づき細則を定める。

第1条（拠出金）

拠出金の額は、1会員につき、金1,250,000円とする。

第2条（給付金細則）

1. JAF公認競技会（スピード行事公認コース使用の届出クローズド競技を含む）における、給付金最高限度額は同一年度内で給付対象者1名につき1,000万円とする。同一年度内とは対象者が各会員の共済会に加入した年の1月1日もしくは加入時よりその年の12月31日までとする。
2. 給付金の金額は規程12条に定める会議でJMRC共同共済細則（以下細則）第4条に基づき決定する。
3. 対象範囲は規程11条により競技会参加受付から競技会終了までの競技に関わる事故とする。
4. 第2条3.以外の催事、行事（走行会、講習会、アトラクション等）における事故は給付の対象範囲としない。但し、全国協議会において事例に応じて検討し、見舞金を支払う場合がある。

第3条（給付金請求の方法）

1. 給付金の請求は別に定める書式によって、対象者が所属クラブを通じ当該主催クラブの証明を添え当該会員より本会に提出される。
（事故発生後90日以内に「共同共済給付金申請書」が提出されたものに限る。但し、第4条3.はこの限りではない。）
2. 給付金の請求に関して、細則第5条2.により仮払いの請求が出来る。

第4条（給付金区分）

1. 別表1に定められ、そのつど本会で審議され決議される。
2. 別表1に定められている項目に複数該当する場合には最上位を適用する。
3. 社会的地位を脅かされた場合（モータースポーツ会が不利益を被る恐れがある時）
4. 別表1に示されない傷害（50%未満）については、本会は支払わないものとする。

第5条（給付金支払いおよび給付金仮払い）

1. 別表1に定める給付金区分1-1においては、会員より請求があり、給付決定後、速やかに会員に支払われる。
2. 別表1に定められる給付金区分1-2および給付金区分2から給付金区分6のいずれかに、明らかに認定される場合、会員は仮払い請求する事ができる。
3. 対象者の給付区分の認定が当該事故発生後180日をもって決議できない場合は、最終決議を当該事故後300日とする

第6条（運営上の細則）

1. 本会運営については、救出金の利息で運営するものとする。但し、不足が出る場合、規程112条にて決定する。
2. 規程12条(2)の事項の場合は、会議費用は等分され、会費にて各会員の共済会が負担するものとする。
3. 本会を代表して他の団体に出席の場合、経費は本会が持つものとする。

1996年11月1日制定適用

2001年 1月1日改定施工

別表 1 (給付区分表)

給付区分- 1	100%	1. 咀嚼または言語の機能を廃したものの	
1. 死亡		2. 神経系統の機能または精神に著しい傷害を残し、終身労務に服する事が出来ないもの	
2. 当該する事故を原因として90日以内に死亡したもの		3. 胸腹部臓器の機能に著しい傷害を残し、終身労務に服する事が出来ないもの	
給付区分- 2	100%	4. 両手の手指を全部失ったもの	
1. 両眼が失明したもの		給付区分- 5	60%
2. 咀嚼および言語の機能を廃したものの		1. 両眼の視力が0,06以下になったもの	
3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの		2. 咀嚼および弁護の昨日に著しい障害を残すもの	
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの		3. 1 上肢を肘関節以上で失ったもの	
5. 両上肢を肘関節以上で失ったもの		4. 1 下肢を膝関節以上で失ったもの	
6. 両上肢の用を全廃したもの		5. 両手の手指の全部の用を廃したものの	
7. 両下肢を膝関節以上で失ったもの		6. 両足をスリフラン関節以上で失ったもの	
8. 両下肢の用を全廃したもの		給付区分- 6	50%
9. その他身体の著しい障害により終身自用を弁する事が出来ないもの		1. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服する事が出来ないもの	
給付区分- 3	80%	2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し特に軽易な労務以外の労務に服する事が出来ないもの	
1. 1 眼が失明したもの		3. 1 上肢を腕関節以上で失ったもの	
2. 両眼の視力が0,02以下になったもの		4. 1 下肢を足関節以上で失ったもの	
3. 神経系統の機能または精神に著しい傷害を残し、随時介護を要するもの		5. 1 上肢の用を全廃したもの	
4. 胸腹部臓器の機能に著しい傷害を残し、随時介護を要するもの		6. 1 下肢の用を全廃したもの	
5. 両上肢を腕関節異常で失ったもの		7. 両足の足指を全部失ったもの	
6. 両下肢を足関節以上で失ったもの			
7. 両耳の聴力を全く失ったもの			
給付区分- 4	70%		